

NACCS 有料セミナー受講規約

本受講規約（以下「本規約」という）には、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（以下「当社」という）の承諾に基づき、当社が WEB サイト上、チラシその他（以下「WEB 等」という）で掲載する特定の講座（以下「本講座」という）の受講希望者（以下「受講希望者」という）が受講の申込（以下「受講申込」という）を行い、当社が提供する本講座を受講するにあたっての、当社との間の契約条件について規定する。

第 1 条（本受講の申込）

受講希望者は、WEB 等に掲載する手続きに従って受講申込を行い、勤務先等の所属団体（以下「所属団体」という）名・氏名・住所・電話番号その他当社の別途定める事項について、正確かつ最新の情報（以下「登録情報」という）を申込書その他に記載して提供するものとする。

2. 本講座に所属団体を通じて申し込む場合（以下、「団体申込」という）は、所属団体と各受講者は連帯して本規約に基づく義務を負うものとする。

3. 受講者及び所属団体は、本受講を申し込むにあたって、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）のいずれでもなく、また、経営に反社会的勢力が実質的に関与している法人等ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

第 2 条（本講座受講申込の承諾）

当社は受講希望者より WEB 等に掲載する手続きによって受講申込を受けた時、受講希望者に対して本講座の受講を承諾する旨と、受講料の支払方法を電子メールにて通知するものとする。

2. 当社と受講者間の本講座の提供に係る契約（以下「本契約」という）は、受講料全額の入金を確認したときに有効に成立し、受講希望者は、本規約の定めに従い受講者たる資格（以下「受講資格」という）を取得するものとする。

第 3 条（受講料の支払）

受講希望者は、別表で定める受講料を、支払方法に関する電子メールもしくは書面に記載している期日までに、当社指定の口座に銀行振込にて支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、受講希望者の負担とする。

2. 領収書は取扱金融機関等の振込受領書、振込履歴又は修了証書をもって代えるものとする。

る。

第4条（受講申込の取消）

受講申込の取消は、電子メールにて行うこととし、当社に到着し確認した時点で有効とみなす。

2. 受講者が、本講座開催日3営業日前の17時以降に、受講者の都合により受講資格を取り消そうとする場合、当社は受講料全額をキャンセル料として受領する。
3. 受講者が本講座開催日3営業日前の17時よりも前に受講資格を取り消した場合、受講希望者指定の銀行口座あての振込みにて、支払われた受講料から振込手数料を除いた金額を受講者に返金する。

第5条（登録情報の使用）

当社のWEB等に掲載される個人情報保護方針に従い、登録情報及び受講者が本講座を受講する過程において、当社が知り得た情報（以下「受講者情報」という）は、セミナーの実施・運営（受講者名簿の作成、アンケートの集計及び分析）並びに当社からの情報提供の目的の範囲内に限った利用を行い、その他の目的には利用しない。ただし、以下のいずれかに該当する場合を除く。

- (1)本人の同意を得ている場合
- (2)法令等の定めに基づく場合
- (3)人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合

第6条（受講の停止・取消）

受講者が以下の項目に該当する場合、当社は事前に通知することなく、直ちに本契約を解除できるものとする。

- (1)受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
 - (2)本規約に違反した場合
 - (3)営利又はその準備を目的とした行為、その他当社が禁止する行為を行った場合
 - (4)第1条第3項の表明が虚偽であった場合または同項の確約に反する行為があった場合
 - (5)その他、受講者として不適切と当社が判断した場合
2. 当社は、本条第1項に該当する場合のほか、受講者が本講座の進行の妨げになると判断した場合、受講中であっても本契約を解除し退席を命じることがある。

3. 前第 2 項による解除が受講完了前であった場合、支払われた受講料は違約金として当社が受領し返金はしないものとする。

4. 前第 2 項により本契約が解除された場合、受講者は、解除により生じる損害について、当社に対し一切の請求を行わない。

第 7 条（講座の中止・中断及び変更）

当社は、本講座の運営上やむを得ない場合には、受講者に事前承諾なく本講座の運営を中止・中断できるものとする。

2. 前項の場合には、当社は本講座の中止又は中断後速やかに当該講座についての支払われた受講料を全額返金する。但し、当社の責任は支払われた受講料の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負わないものとする。

3. 台風・大雨・降雪等の天災事由や交通遅延、疾病、感染症等を理由として受講者が受講をキャンセルする場合であっても、本条第 1 項により本講座が中止・中断されない限り、受講料は第 4 条第 2 項及び第 3 項に従って取り扱うものとする。

第 8 条（遵守事項）

受講者は、本講座を受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 当社及び当社講師等の指示に従うこと及び他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと。
- (2) 講座内容を理解する上で個人差があることを前提に、内容が理解できなかった又は理解しづらい部分があったとしても、当社及び当社講師等に一切の責任を求めないこと。
- (3) 本講座の受講において知り得た内容につき、その完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当社及び当社講師等に一切の責任を求めないこと。
- (4) 他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行わないこと。
- (5) 講座内容につき、録音又は録画をしないこと。
- (6) 講義での質疑応答は、講義中に行った講義内容に限るものとし、講義外での質疑応答には応じない。

第 9 条（著作物等）

本講座の受講において受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物等」という）に関する著作権及びその他知的財産権は当社に帰属し、受講者は当社の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次の各号に定める行為を行うことを禁ずるものとする。

- (1) 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもって WEB 等に掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- (2) 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- (3) 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
- (4) その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第10条（秘密保持）

受講者は、本講座を受講するにあたり、当社によって開示された当社固有の技術上、営業上、その他事業の情報（講座内におけるノウハウ等を含むがそれらに限られない）並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁ずるものとする。

第11条（損害賠償）

受講者が、当社や当社講師（補助者を含む）及び当社の備品、設備等に対して損害を与えた場合、受講者は、一切の損害を賠償するものとする。

2. 本講座に起因又は関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当社に生じた一切の損害を賠償するものとする。

第12条（規約の変更）

当社は、本規約の全部又は一部を変更することができる。本規約を改定する場合、改定後の規約の内容および効力発生日を当社の WEB 等に掲載するなど適切な方法により周知する。当社により変更された本規約は、効力発生日から効力を発し、以後当該変更された本規約が受講者に適用されるものとする。

第13条（条項等の無効）

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとする。

第14条（管轄裁判所）

本規約を巡る一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとする。

第15条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとする。

以上

附則

本規約は、令和4年（2022年）4月1日から適用される。

(別表) NACCS セミナー受講料

1名1受講につき	¥11,000 (税込)
----------	--------------